

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売
関税に関する政令要綱

- 1 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）
若しくは台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」
という。）を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又は中
国若しくは台湾から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延
鋼板について、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項に基づき、次
により、不当廉売に係る暫定的な関税を課するため必要な事項を定める。
 - （１）暫定的な不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地等及び課税期間
並びに暫定的な不当廉売関税を課さない場合を定める。（第一条関係）
 - （２）暫定的な不当廉売関税の税率を定める。（第二条関係）
 - （３）ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板を輸入しようとする者等の
提出書類を定める。（第三条関係）
 - （４）暫定的な不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取
扱いを定める。（第四条関係）
 - （５）その他所要の規定の整備を行う。
- 2 この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則第一項関係）